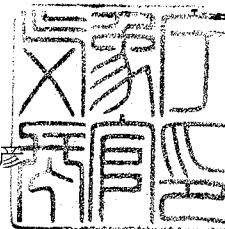




気民第160号の2
平成24年2月23日

Takusu 株式会社
代表取締役社長 大西 喜一 様

気象庁長官
羽鳥光彦



「予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準」の改正について

平素から、気象業務に対しまして、格別なるご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

情報通信技術の発展、予報技術の高度化等に伴い、社会の実情に合うよう気象等の審査基準を改正し、また、地震動について予報業務許可の審査事例蓄積を踏まえ、審査の細目を本審査基準に追加するため、「予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準」を別添のとおり全部改正し、平成24年3月1日から実施することとしましたので、お知らせ致します。

予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準（通達）

1. 審査基準

別紙1による。

2. 標準処理期間

- (1) 気象等の予報業務の許可 15日
- (2) 気象等の予報業務の目的及び範囲の変更認可 15日
- (3) 地震動の予報業務の許可 1か月
- (4) 地震動の予報業務の目的及び範囲の変更認可 1か月
- (5) 火山現象については、予報の対象とする火山や現象ごとに審査内容が大きく異なることから、標準処理期間は審査基準を定めるまで設定しない。

3. 不利益処分の基準

別紙2による。

予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可に関する審査基準

第1章 総則

第1 予報業務の目的

予報業務（観測の成果に基づく現象の予想の発表の業務）の目的においては、特定向け予報（契約等に基づき特定の者に限って提供する予報であって、かつ、当該特定の者の利用に供するものをいう。）と一般向け予報（特定向け予報以外の予報をいう。）に分けることとする。

なお、特定向け予報であっても、当該予報に関する責任の所在、当該予報の利用目的に応じた留意事項、又は、当該予報と、気象庁が発表する警報、注意報及び台風情報との関係について正しく認識していないおそれがある利用者に対しても供されるものについては、一般向け予報とする。

第2章 気象等の予報

第1 範囲及び条件

1 予報業務の範囲

予報業務の範囲は、次の区分によることとする。

(1) 予報の種類

イ 予報を行うとする現象

気象（気温、降水量、風向、風速、天気その他の大気の諸現象）、波浪及び地象（路面状況に限る。）とする。ただし、地象（路面状況に限る。）は、気象に含めて扱う。

なお、地象（路面状況を除く。）、津波、高潮及び洪水の予報業務については、防災との関連性の観点等から、当面許可しないこととする。

ロ 予報期間

予報は、予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間に応じ、それぞれ次の表の6種類に区分し、それぞれの予報の最小の時間単位は、同表の右欄に掲げる時間以上でなければならないこととする。ただし、特定向け予報の場合は、予報期間の区分にかかわらず最小の時間単位の制約を受けない。

予報期間	予報を行う時点から予報の主な対象となる時点までの期間	最小の時間単位
短時間予報	予報を行う時点から3時間以内の予報	基となる観測資料の時間間隔以上
短期予報	予報を行う時点から3時間先を超えて、2日間以内の予報	1時間以上
中期予報	予報を行う時点から2日間先を超えて、7日間以内の予報	6時間以上 ただし、72時間先まで短期予報の最小の時間単位を用いてもよい
長期予報 (1か月予報)	予報を行う時点から7日間先を超えて、1か月以内の予報	5日以上 ただし、10日間先まで中期予報の最小の時間単位を用いてもよい
長期予報 (3か月予報)	予報を行う時点から1か月先を超えて、3か月以内の予報	1か月以上
長期予報 (6か月予報)	予報を行う時点から3か月先を超えて、6か月以内の予報	1か月以上

（2）対象としようとする区域

予報の対象としようとする区域は、明確に区分できる区域とする。

当該区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域については当該行政区画等の名称によるものとし、それ以外の場合は地図上の表示によるものとする。

2 許可等の条件

許可等に際し、公共の利害と社会の安寧（混乱防止）のために別記1に掲げる必要最小限の条件を付することとする。

第2 観測その他の予報資料の収集の施設

1 予報を行う際に収集が必要な資料

（1）予報期間の区分に応じて、予報を行おうとする現象及び対象区域に適切に対応した現地観測値その他の予報資料を収集すること。

（2）現地観測値については、予報を行う最小単位の対象区域ごとに、その区域内の少なくとも1か所以上の地点の観測値を収集すること。ただし、急峻な山岳地域の気象予報を行う場合等を除き、数値予報に使用する解析値など現地観測値に代わると認められる資料を利用する場合は、現地観測値の収集を要しない。

また、特定向け予報の場合は、予報期間の区分にかかわらず現地観測値の収集を要しない。

2 必要な観測施設

（1）現地観測値を収集する場合に使用する観測施設は、付近の自然的、地理的条件等を勘案して、予報を行おうとする対象区域の気象要素を代表する場所として適切な地点に設置されていること。

（2）気象業務法（昭和27年法律第165号）第9条の規定により検定対象となっている気象測器を使用する場合（次号により許可事業者以外の者が行う観測値を使用する場合を含む。）は、当該検定に合格し、かつ、検定の有効期間を経過していないものであること。また、その他の測器についても、十分な精度を有するなど適切なものであること。

（3）現地観測値を収集するための現地観測は許可事業者以外の者が行うものでもよいが、その場合は、当該現地観測値を確実に入手できること。

3 必要な資料の収集施設

（1）収集の施設は、行おうとする予報に必要な予報資料を適確に収集し、かつ、処理できる能力を有する電子計算機その他の施設であること。

（2）施設は許可事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要十分な使用権原を有すること。

第3 予報資料の解析の施設

1 解析の手法

解析を行うに当たっては、予報期間の区分、予報を行おうとする現象及び対象区域並びに入手する観測その他の予報資料に適切に対応した科学的手法（力学的手法、統計的手法、運動学的手法等）を用いること。

2 解析の施設

（1）解析の施設は、用いる解析の手法を適確に処理できる能力を有する電子計算機その他の施設であること。

（2）施設は許可事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要十分な使用権原を有すること。

第4 予報資料の収集及び解析の要員の確保

気象予報士を補助する要員その他の予報資料の収集及び解析のために必要な要員を置いていること。

第5 警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員

予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設及び要員を有すること。

第6 気象予報士

気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第11条の2第1項に規定するところによる。

第3章 地震（地震動に限る。）の予報

第1 範囲及び条件

1 予報業務の範囲

予報業務の範囲は、次の区分によることとする。

（1）予報の種類

イ 予報を行おうとする現象

地震動（発生した断層運動による地震動）とする。

ロ 予報の提供方法

許可事業者が製造するサーバーにより一拠点で予報を作成して個別の利用者へ配信する形式（以下「中枢配信型予報」という。）と、許可事業者が製造する端末の提供もしくは販売した端末（ソフトウェアも含む。）において予報を行う形式（以下「個別端末型予報」という。）に分けることとする。

（2）対象としようとする区域

対象としようとする区域は、個別の地点を原則とし、用いる地盤増幅度デジタルデータベ

ースが適用できる範囲内（「気象業務法施行規則第十条の二第一号口の規定による計算方法を定める件」（平成19年気象庁告示第11号。以下「計算方法を定める件」という。）第一項のウ(2)の方法による地盤増幅度にあってはその適用範囲内）に限る。区域の表示は、予報対象地点の緯度、経度又は住所を用いる。また、予報対象地点の集合として対象区域を設定する場合は、明確に区分できる区域とし、第2章 第1_1(2)に準ずる。

2 許可等の条件

許可等に際し、公共の利害と社会の安寧（混乱防止）のために別記2に掲げる必要最小限の条件を付すこととする。

第2 予報資料の収集の施設

1 予報を行う際に収集が必要な資料

(1) 気象庁が緊急地震速報（予報）において発表する地震の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する資料を収集すること。

2 必要な資料の収集施設

(1) 収集施設は、中枢配信型予報においては、行おうとする予報に必要な予報資料を的確に収集し、かつ、処理できる能力を有する電子計算機その他の施設であること。個別端末型予報においては、行おうとする予報に必要な予報資料を的確に収集し、かつ、処理できる能力を有する端末であること。

(2) 中枢配信型予報においては、施設は許可事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要十分な使用権原を有すること。

第3 予報資料の解析の施設

1 解析の施設

(1) 解析施設は、中枢配信型予報においては、用いる解析の手法を的確に処理できる能力を有する電子計算機その他の施設であること。個別端末型予報においては、用いる解析の手法を的確に処理できる能力を有する端末であること。

(2) 中枢配信型予報においては、施設は許可事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設に関して、行おうとする予報業務に必要十分な使用権原を有すること。

第4 予報資料の収集及び解析の要員の確保

中枢配信型予報においては、予報資料の収集及び解析の施設の適切な運用に必要な要員を置いていること。個別端末型予報においては、利用者の端末の適切な運用に資する要員を置いていること。

第5 警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員

地震動予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設及び要員を有すること。

第6 現象の予想の方法

地震動の予想の方法は、「計算方法を定める件」に定められた事項を満たす手法であること。

附則

今後、観測及び予報技術の進展に対応してこの審査基準の内容については適宜見直すこととする。

附則

この審査基準は、平成24年3月1日（以下、「適用日」という。）から適用する。なお、適用日以前に地震（「地震動」に限る。）の予報業務許可を得た許可事業者については、一般向け予報及び特定向け予報を予報業務の目的とした許可を得たものとみなす。

別記1 許可等の条件（第2章 第1 2 関係）

遵守すべき事項については、警報事項の伝達等法令で定められたもののほか、条件として付す下記のものとする。

1. 「一般向け予報」に関する条件

（予報に使用する名称）

（1）許可を受けた者（以下「事業者」という。）が行う予報に名称を付するときは、当該名称中において、気象庁が行う「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称を使用しないこと。

（予報の内容）

（2）予報の内容については、当該地域を対象として発表されている警報、注意報の内容及び警報、注意報発表の基準と矛盾しないよう十分に配慮すること。また、「大雨」、「大雪」、「暴風」、「暴風雪」、「洪水」、「高波」又は「高潮」等の防災事項に関連する用語を用いる場合は、当該現象に関する気象庁の警報、注意報と矛盾しないように留意すること。

（注意報事項の伝達）

（3）予報発表時点に、当該予報地点を含む地域に対して発表されている当該予報業務に関連する注意報事項を伝達するよう努めること。

（台風に関する情報）

（4）台風の進路等に関する情報は、気象庁の情報の解説の範囲に留めること。台風に関して、防災上の注意を喚起するときは、台風接近時の一般的な注意に留め、具体的な災害発生の可

能性について言及しないこと。

2. 「特定向け予報」に関する条件

特になし

別記2 許可等の条件（第3章 第1 2 関係）

遵守すべき事項については、警報事項の伝達等法令で定められたもののほか、条件として付す下記のものとする。

（予報に使用する名称）

（1）地震動の予報に「緊急地震速報」という名称を用いる場合は、気象庁が行う警報ではなく事業者の予報である旨を利用者に対して十分説明すること。また、「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称等を使用しないこと。

（予報の内容）

（2）深発地震の震度の予想精度が十分でないことを利用者へ明示すること。

（ガイドライン掲載項目に関する説明）

（3）「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」の「端末利用者が施す措置の一覧表」に掲載された各項目に対する対応状況につき、利用者に十分な説明を行うこと。

（その他）

（4）地盤増幅度等の具体的な設定値を利用者自身が入力する装置等については、誤りなく適切な数値を入力できるよう措置をすること。

予報業務の許可を受けている者に対する不利益処分の処分基準

第1 法第20条の2の規定による業務改善命令

1 施設に関する命令

- 次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める措置を命じる。
- (1) 観測施設又は予報資料の収集施設の全部又は一部が欠け、又は破損等により適正に機能しなくなったため、予報業務の適確な遂行のために必要な観測の成果又は予報資料の全部又は一部が得られないと認められるとき 当該施設の修理又はこれに替わる新たな施設の設置
 - (2) 予報資料の解析施設の全部又は一部が欠け、又は破損等により適正に機能しなくなったため、予報業務の適確な遂行のために必要な解析の全部又は一部を行うことができないと認められるとき 当該施設の修理又はこれに替わる新たな施設の設置
 - (3) 気象庁の警報事項を受ける施設の全部又は一部が欠け、又は破損等により適正に機能しなくなったため、予報業務の適確な遂行のために必要な警報事項の全部又は一部が得られないと認められるとき 当該施設の修理又はこれに替わる新たな施設の設置
 - (4) 前3号の施設が適正に運用されていないため、前3号の資料の全部又は一部が得られないと認められるとき 当該施設の運用の改善

2 要員に関する命令

- 次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める措置を命じる。
- (1) 気象予報士の辞任等により、気象業務法施行規則第1.1条の2の規定が満たせないと認められるとき 新たな気象予報士の配置
 - (2) 気象予報士が自然科学的な方法以外の方法その他の不適正な方法により現象の予想の業務を行っていると認められるとき 現象の予想方法の改善

3 役員に関する命令

- 予報業務の許可を受けている者が法人である場合において、その法人の役員が法第18条第2項第1号に該当したにもかかわらず、その者が引き続き役員の地位にあるときは、当該役員の解任を命じる。

4 その他の改善命令

1項から3項までに定めるもののほか、許可又は認可に付した条件に違反した場合その他気象庁長官が特に必要があると認めたときは、予報業務の適正な運営を確保するために必要な措置を命じる。

第2 法第21条の規定による業務の停止及び許可の取消し

1 業務の停止

次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、予報業務の停止を命じる。

(1) 法第20条の2の規定による業務の改善の措置（以下「業務改善命令」という。）を命じたとき 当該命令に係る目的及び範囲の予報業務を、当該措置の負担の程度を勘案して当該措置を実施するために相当と認められる期間停止

(2) 前号の期間の経過後も更に業務改善命令を継続する必要があるとき 当該命令に係る目的及び範囲の予報業務を、当該措置の負担の程度を勘案して当該措置を実施するために相当と認められる期間停止

2 許可の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、予報業務の許可を取り消す。

(1) 法又は法に基づく命令若しくはこれに基づく処分又は許可又は認可に付した条件に違反した場合であって、違反の程度が著しいと認められるとき。

(2) 相当期間が経過したにもかかわらず、業務改善命令に従わなかった場合であって、そのことに合理的な根拠がないと認められるとき。

(3) 法第18条第2項第1号に該当することとなったにもかかわらず、相当期間予報業務の廃止の届出がないとき。

